

郵電政第13号

平成11年4月23日

日本電信電話株式会社
代表取締役社長 宮津 純一郎 殿

郵政大臣
野田 聖子

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に
関する実施計画の作成における留意点等について
(郵電政第108号の1(9.12.19)及び郵電政第91号(11.1.20)関連)

標記については、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画の作成について」(郵電政第108号の1(9.12.19))をもって貴社に指示したところであるが、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画の概要の提出について」(郵電政第91号(11.1.20))に基づいて貴社から提出された「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案の概要」を公表し、広く意見を受け付けて検討した結果、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」(以下「実施計画」という。)の記載において留意すべき事項等は別紙のとおりであるので、了知の上、対応されたい。

(別紙)

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画の作成における留意点等

1 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の記載において留意すべき事項

(1) 「承継会社に引き継がせる電気通信業務の種類及び範囲」関連

実施計画の認可申請までに新たなサービスを開始した場合には、当該サービスを東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項に規定される長距離会社（以下「長距離会社」という。）のいずれか一方に帰属させ、「電気通信業務の細分」に記載すること。

(2) 「承継会社に引き継がせる電気通信技術に関する研究の業務」関連

① 貴社より提出された「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案の概要」（以下「実施計画案の概要」という。）中「研究業務の概要」の表に記載されている地域会社の「地域に密着したマルチメディアアプリケーションの開発業務」と長距離会社の「マルチメディアアプリケーションの開発業務」については、その内容の差異が明確ではないため、具体的な事例を付す等してその差異を明確にすること。

② 改正法附則第3条第1項に規定する承継会社（以下「承継会社」という。）間で共有となる応用的研究の研究成果については、共有比率等共有の考え方を記載すること。

③ 研究成果の開示の申込みについては、絶対的記載事項と任意的記載事項に分類して記載し、販売予定時期は任意的記載事項とすること。

(3) 「承継会社に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務」関連

① 承継会社間で共有とする設備については、共有解消の方法及び予定時期等共有解消に関する事項を記載すること。

② 承継会社間で伝送装置を共有する場合には、実施計画案の概要中、「資産の帰属の考え方」に記載されている「回線数見合い」の意味を明確にすること。



- ③ 隣接県間通話を含む割引サービスを地域会社が提供すること及び県内通話を含む割引サービスを長距離会社が提供することは、それぞれ、地域会社が隣接県間通話部分を含めて料金設定すること及び長距離会社が県内通話部分を地域会社に業務委託することとなるため、再編成に伴う利用者利便性の維持のための例外的措置である旨記載すること。
 - ④ 実施計画案の概要中「利用者利便の確保に関する具体的措置」において記載されている「電話網を利用して提供する長距離会社のサービスの故障受付」の意味を明確にすること。
- (4) 「承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項」関連
- ① 地域会社と長距離会社との間の専用サービスに係る相互接続点の具体的位置を記載すること。
 - ② 地域会社における販売業務の受託項目及びその対価算定の考え方を公表する旨記載すること。
 - ③ 地域会社における顧客情報の取扱いに関する社内ガイドラインを定める旨を記載すること。

2 その他再編成を実施する上で留意すべき事項

- (1) 地域会社と長距離会社との間の専用サービスに係る相互接続点を早期に公表すること。
- (2) 顧客情報データベースに関して、地域会社のサービスに係るものと長距離会社のサービスに係るものとの分離については、その時期及び分離の方法を明らかにすること。
- (3) 料金請求書には、地域会社の請求額と長距離会社の請求額が明確となるよう内訳等を記載すること。
- (4) 地域会社における苦情・要望の受付窓口及び手続き等について公表すること。
- (5) 経営情報の開示水準が低下しないよう、貴社が行う経営情報の開示は、証券取引法等に定められた開示ルールにおいて開示される事項は引き続いて開示するものとし、開示ルールにない事項については、貴社又は承継会社が自主的に開示すること。特に、承継会社の貸借対照表、損益計算書及び利益処分書は貴社又は承継会社が公表すること。



